ご利用者 ご 家 族 各位



介護老人保健施設ヴァンサンク 施設長 山下 隆史 ☎ 06-6704-3511

令和3年度介護保険負担限度額認定申請等について

謹啓、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は、施設運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「介護保険負担限度額認定証」と「介護保険高額介護サービス費(施設入所者のみ)」の有効期間が令和3年7月末日をもって満了するため、令和3年8月以降も継続を希望される方は更新申請手続が必要となります。 各区役所から、皆様のお手元に以下の申請書類が郵送されましたら早めの更新手続をお願いいたします。

①「介護保険負担限度額認定申請書」

市民税非課税世帯の方のサービス利用が困難とならないように1日あたりの負担限度額を設定し、ご利用者は負担上限額までを支払い、超えた額はご利用者に代わって大阪市が施設に直接支払うことにより負担を軽減するための申請書です。(※申請が行われない場合は軽減されないためご負担額が高くなりますので、ご注意下さい)

②「介護保険高額介護サービス費支給申請書」(施設入所者のみ)

介護保険サービスを利用した場合、かかった費用の1割又は2割はご利用者の負担ですが、1か月の利用者負担額には所得に応じた上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにするための申請書です。(※申請が行われない場合や利用期間が1ヶ月を満たない場合は上限が設けられないためサービス費の1割又は2割をご負担いただくこととなりますのでご注意下さい)

つきましては、**区役所等から「介護保険負担限度額認定申請書」、「介護保険高額介護サービス費支給申請書」が届きましたら施設事務所までご提示いただきますようお願い申し上げます。**

なお、「介護保険負担限度額認定申請書」に関しましては、**預貯金額の記載や通帳の** コピーを添付する必要がありますので、通帳のコピー等を当施設にお預けすることを望まない 方は、直接お住まいの区役所へ申請手続を行っていただくようお願い申し上げます。

【ご注意ください】

令和3年8月から、高額介護サービス費や食費負担限度額の基準等の一部が変更されます。 詳しくは、各区保健福祉センター(介護保険グループ)へお問い合わせください。

(https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000098704.html)

東住吉区保健福祉課介護保険グループ:06-4399-9859 平野区保健福祉課介護保険グループ:06-4302-9859





ご自身で申請をされた場合には、<u>申請漏れを防ぐため</u>、役所に申請された事をお手数ですが、施設までお知らせください。